

東部知多衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年2月17日

東部知多衛生組合管理者 岡村 秀人

## 東部知多衛生組合条例第1号

東部知多衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(登録簿)

第3条 組合の機関（管理者及び監査委員をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 保有個人情報の対象者の範囲
- (4) 保有個人情報の項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 要配慮個人情報の有無
- (7) その他組合の機関の定める事項

2 組合の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 組合の機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定に基づく文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付を受ける者は、手数料として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納めなければならない。この場合において、組合の機関の長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 複写機による写し（A3判（日本産業規格A列3番をいう。）以下のもの） 白黒の場合には1面につき10円、カラーの場合には1面につき50円

(2) その他の写し 当該写しの作成に要した額

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(東部知多衛生組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 東部知多衛生組合個人情報保護条例（平成17年東部知多衛生組合条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条又は第12条第3項の規定によるその職務又は事務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検

索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 4 第1項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た前条の施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 施行日前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、その失効後も、なお従前の例による。

(東部知多衛生組合情報公開条例の一部改正)

第5条 東部知多衛生組合情報公開条例(平成13年東部知多衛生組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならぬ。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2</p>	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならぬ。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2</p>

改正後	改正前
<p>           条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）         </p> <p>           (2)～(6) 略            (開示の実施)            第14条 略            2 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示         </p>	<p>           条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）         </p> <p>           (2)～(6) 略            (開示の実施)            第14条 略            2 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の         </p>

改正後	改正前
<p>にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第8条の規定に該当するとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p><u>(手数料)</u></p> <p>第15条 前条第2項の規定に基づく文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付を受ける者は、手数料として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納めなければならない。</p> <p>この場合において、実施機関の長が経済的困難その他特別の理由があるとして認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 複写機による写し (A3判(日本産業規格A列3番をいう。)) 以下のもの 白黒の場合は1面につき10円、カラーの場合は50円</p> <p>(2) その他の写し 当該写しの作成に要した額</p> <p>(法令等による開示の実施との調整)</p> <p>第16条 この章の規定は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める方法による当該行政文書の開示については、適用しない。</p> <p>(1) 法令(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)を除く。以下この条において同じ。)<u>又は他の条例の規定に基づき、閲覧し、又は縦覧することができる文書又は図画 閲覧</u></p>	<p>方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第8条の規定に該当するとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p><u>(費用の負担)</u></p> <p>第15条 前条第2項の規定に基づき、文書又は図画について写しの交付の方法により開示を受けるものにあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受けるものにあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして実施機関が定めるものに要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(法令等による開示の実施との調整)</p> <p>第16条 この章の規定は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める方法による当該行政文書の開示については、適用しない。</p> <p>(1) 法令又は他の条例(東部知多衛生組合個人情報保護条例(平成17年東部知多衛生組合同条第2号)を除く。以下同じ。)<u>の規定に基づき、閲覧し、又は縦覧することができる文書又は図画 閲覧</u></p>

改正後	改正前
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略

(東部知多衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第6条 東部知多衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例（平成17年東部知多衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 組合の機関等 管理者、監査委員及び議会をいう。</p> <p>(2) 行政文書 東部知多衛生組合情報公開条例（平成13年東部知多衛生組合条例第2号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。</p> <p>(3) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 東部知多衛生組合情報公開条例及び法の規定によりその権限に属することとされた事項を行うため、東部知多衛生組合情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語であつて、東部知多衛生組合情報公開条例（平成13年東部知多衛生組合条例第2号）又は東部知多衛生組合個人情報保護条例（平成17年東部知多衛生組合条例第2号）において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 東部知多衛生組合情報公開条例及び東部知多衛生組合個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行うため、東部知多衛生組合情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

改正後	改正前
<p><u>とする。</u></p> <p>3 審議会は、組合の機関等の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 東部知多衛生組合情報公開条例第17条第1項に規定する審査請求</p> <p>(2) 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求</p> <p>(3) 情報公開制度に関する事項であつて審議会に意見を聴くことが必要であると認められるもの</p> <p>(審議会の調査権限)</p> <p>第6条 審議会は、必要があると認めるときは、東部知多衛生組合情報公開条例第17条又は法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問をした組合の機関等（以下「諮問機関」という。）に対し、行政文書又は保有個人情報提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報提示を求められない。</p> <p>2 諮問機関は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審議会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、<u>審議会は、情報公開及び個人情報保護に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>(審議会の調査権限)</p> <p>第6条 審議会は、必要があると認めるときは、東部知多衛生組合情報公開条例第17条又は東部知多衛生組合個人情報保護条例第40条の規定により諮問をした<u>実施機関</u>（以下「諮問実施機関」という。）に対し、行政文書又は保有個人情報提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求められない。</p> <p>2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審議会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会</p>



改正後	改正前
<p>の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）又は<u>諮問機関</u>（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその必要な調査をすることができる。</p>	<p>議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）又は<u>諮問実施機関</u>（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその必要な調査をすることができる。</p>